

労災疾患臨床研究事業費補助金研究
特定業務従事者の健康診断等の労働安全衛生法に基づく健康診断の諸課題に対する
実態把握と課題解決のための調査研究(170302-01)
令和元年度 研究結果の概要

研究代表者	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所 教授
研究分担者	大久保靖司	東京大学環境安全本部 教授
	三柴 丈典	近畿大学法学部 教授
	立石清一郎	産業医科大学保健センター 准教授
	永田 昌子	産業医科大学産業生態科学研究所 助教
	伊藤 直人	産業医科大学産業医実務研修センター 助教

研究の目的

労働安全衛生法の健康診断に関して、以下の3項目についてその在り方を検討すること

1. 「有所見の基準」

“有所見”の定義の専門家間のコンセンサスを明らかにし、定義ごとの労働者全体（年齢・性別）に占める割合を算出すること

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」

特定業務従事者健診の実態調査および専門家の意見聴取、および歴史的な背景の調査を行った上で、「特定業務従事者健診の対象業務」のあり方を検討すること

3. 「既往歴の聴取」

既往歴聴取について、文献調査、個別事例収集、専門家の意見聴取を行った上で、法的小よび倫理的側面からの検討を行い、「既往歴の聴取」に関するガイドを作成すること

研究の方法および結果

3年の研究期間の3年目として、各項目について、以下のとおり検討を行い、結果を得た。

1. 「有所見の基準」

① コンセンサス調査

「有所見の基準」について、デルファイ法を用いコンセンサス形成を図った。聴取した項目は、聴力、血圧、赤血球数（男性、女性）、Hb（男性、女性）、GOT、GPT、 γ GTP、LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪、総コレステロール、血糖、HbA1c、クレアチニン、尿酸、尿糖、尿蛋白であり、このうち GPT の有所見のみがコンセンサスが得られなかったが、ほかの項目はすべてコンセンサスが得られた。

② 分布調査

全国労働衛生機関連合会を通じて得られ定期健康診断成績をデータベースとして利用して、コンセンサス調査の結果の判定基準を参考にして、有所見者数、有所見率、医師の指示人数、医師の指示率、就業配慮検討対象人数、就業配慮検討対象率を求めた。更に、最も対象者数が多かった 2013 年度のデータを用いて定期健康診断結果報告書における有所見者数の算出の区分に従い、有所見者数、有所見率を求めた。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」

① 概念整理

企業の統括産業医等にインタビュー調査を実施した。現在の特定業務従事者健診の問題点に関して、特殊健康診断と重複して実施する業務が存在しており、有害物取扱い業務に関しては、有

害性の高い業務や対象者が多い業務が望ましいとの意見が多く聞かれた。

②コンセンサス調査

研究結果をもとに、特定業務従事者健康診断の望ましいあり方に関して検討を行い、日本産業衛生学会の産業医部会に所属する医師を対象に自記式アンケート調査を実施した。その結果、3つの提案事項についてほぼコンセンサスが得られた。

3. 「既往歴の聴取」

①インタビュー調査およびガイド作成

「既往歴の情報収集取り扱い規程作成ガイド」案を作成した。作成した案を提示し、機縁法によって集めた医師から、修正および追加すべき箇所について意見を収集し、その内容を参考にガイドを完成させた。

考察および結論

1. 「有所見の基準」

「所見のあったもの」のコンセンサスは、検査値の異常値の上限（または下限）が選択される傾向にあった。「医師の指示」については、高齢者医療確保法の特定保健指導のカットオフ値とは比較的大きな乖離が存在する。適正配置をベースとする産業保健活動の保健指導と、個人の健康管理の支援のみを目的とした特定保健指導について、それぞれ目的が異なるためカットオフ値の違いが存在するものと考えられる。今後、特定健康診査と定期健康診断を有意義に実施するためには、医師の指示レベルについては産業保健職が対応し、特定健康診査のカットオフ値以上のものは特定保健指導で実施するなどの工夫を行うことで、両者の連携がなされることが期待されると考えられた。また、個々の健診項目だけでなく、総合的に評価することをもって判定することや、そのための判断基準を明らかにしていくことが必要と考えられる。

2. 「特定業務従事者健診の対象業務」

今後のあり方に関して、項目1：特定業務従事者健診の対象業務の一部を含む有害要因の曝露業務については特殊健診に一本化することが望ましい、項目2「特定業務従事者健診の対象業務のなかで、深夜業など身体負荷の高い業務は一般健診でメインのターゲットとしている脳心疾患等と関連性があるため、従来通りの方法で年2回の特定業務従事者健診として実施することが望ましい、項目3「高所作業や運転業務など、作業者の能力を問う『職務適性の評価』が特に必要な業務に対する健康診断の位置づけを明確にして、既往歴や服薬歴の充実や健診項目を追加した健康診断を行うことが望ましい、が挙げられた。

3. 「既往歴の聴取」

作成されたガイドでは、既往歴という機微な個人情報を収集するという観点で、不必要な健康情報を収集せず、収集した情報も適切に取り扱う必要があることを基本とした。また、不必要な健康情報を整理した。具体的には、下記の①と②の2要件を満たした場合、収集する必要はない情報であり、①と②と③の要件も満たした場合収集すべきでない情報と考えられる。

① 健康状態と業務の適合に下記に挙げられるリスクがないと考えられること

- a. その健康状態であると求められている業務を遂行できないこと
- b. その健康状態であると業務を遂行できず、本人や他者の安全を脅かす可能性があること
- c. 当該業務に従事することで、その健康状態が悪化する可能性があること

② その健康状態であることを事業者が知りえた場合、業務の適合を高めるための措置がとれないこと

③ その健康状態である情報が一般的に知られたくない、もしくは偏見を生じる可能性がある健康状態であること